

文 教 厚 生 建 設 委 員 会
令和6年12月9日(月)
午前9時29分開議

議員定数 9名

出席議員 9名

堀内 和久	垣内 憲一
板橋 真弓	岡本 喜好
梅本 知江	高本 勝次
岡本 安弘	辻本 勉
土井裕美子	

他に 議長 森下 伸吾

会議に付した事件

1. 議案第14号 市道路線の認定について
2. 議案第15号 市道路線の変更について
3. 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
4. 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
5. 所管事務調査 (仮称)橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定状況等について
6. 報告等(委託業務にかかる所得税の源泉徴収漏れについて)
7. 陳情等(和歌山県腎友会による要望書)

副市長	小原 秀紀	教育長	今田 実
危機管理監	大岡 久子	総合政策部長	井上 稔章
政策企画課長	辻本 真吾	総務部長	中岡 勝則
財政課長	三嶋 信史	消防長	永井 智之
経済推進部長	三浦 康広	建設部長	西前 克彦
都市整備課長	茶原 正人	上下水道部長	堤 健
健康福祉部長	久保 雅裕	病院事務局長	池之内正行
教育部長	岡 一行	教育総務課長	丸山 恭司
会計管理者	兼井 和彦	監査事務局長	岩坪 恭子
選管事務局長	辻本 昌亮		

その他関係職員

職務のため出席した者

事務局次長	笹山 奨
議事調査係長	中井 ユリ

書記 諸田 泰己

(午前9時29分 開議)

○委員長(堀内和久君) 開会前に委員長より、市道路線案件の質疑の仕方について、ちょっと一言申し上げます。市道路線の認定・変更案件につきましては、事前に動画でご確認いただいていると思いますが、質疑の際は、会議録や委員会の録画配信の都合上、「動画の何分何秒の箇所」といった質問の仕方ではなく、道路の場所や形状等について具体的に質問していただくよう願います。

それでは、ただ今の出席委員は9人で全員であります。

これより文教厚生建設委員会を開会いたします。

本日の審査・協議事項は、12月5日の本会議において本委員会に付託された議案第14号から議案第17号のほか、お手元に配付の各事項についてであります。

なお、本日の議案審査において、議案第14号と議案第15号については、2件一括議題とし、質疑を2件一括して行い、討論、採決は個別に行うことといたします。

それでは、これより審査に入ります。

1 議案第14号 市道路線の認定について

2 議案第15号 市道路線の変更について

○委員長(堀内和久君) 議案第14号 市道路線の認定について と、議案第15号 市道路線の変更について の2件を一括議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長(茶原正人君) 皆さま、おはようございます。本日は、市道2路線の認定と1路線の変更についてご説明します。

まず、議案第14号 市道路線の認定について ご説明します。議案書68ページ、認定路線調書69ページ、参考資料2から5ページです。路線番号1838。路線名称は、胡麻生区内17号線と、路線番号1839。路線名

称は、あやの台77号線で、認定延長及び幅員は、認定路線調書のとおりとなっております。胡麻生区内17号線については、丸石木材住宅株式会社が宅地造成工事に伴い設置した道路です。あやの台77号線については、企業誘致室が宅地造成工事に伴い設置した道路です。

以上、市道路線の認定2路線について、議会の議決を求めるものです。

続きまして、市道1路線の変更について ご説明します。議案書70ページ、変更路線調書71ページ、参考資料6から8ページです。路線番号1725。路線名称は、あやの台63号線で、終点位置が変更となっています。あやの台63号線については、延長追加665.63mのうち、既設終点より384.2mは、南海電気鉄道株式会社が、残りの281.43mは、議案第14号 市道路線の認定のあやの台77号と併せて企業誘致室が宅地造成工事に伴い設置した道路です。

以上、市道路線の変更1路線について議会の議決を求めるものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(堀内和久君) 説明が終わりました。

これより2件一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

土井委員。

○委員(土井裕美子君) おはようございます。あやの台のほうのなんですけど、これは今、多分小学校のところが通行止めになって、そこの奥のところの、もう全く、宅地造成みたいなんはしてあるけれども、動画で見せていただいても両脇が草むらになっててっていう、そういう感じだと思うんですけども。ここは、これから南海の持ち物の土地とか、それから、換地の土地っていう、換地して個人の人が所有する土地になる、土地があるので、こういう市道をつけたっていうことを、ちょっとチラッとお聞きしたんですけども、全然奥まって、本当に人気がないっていうか、そういうところになりますけど、あれはもうこれ、道が

この認定された時点で、今のバリケードを取って、ずうっと皆さん奥に入っていくのが自由になるっていうような形にされるんでしょうか。

○委員長（堀内和久君）都市整備課長。

○都市整備課長（茶原正人君）市道の認定させていただいた後ですね、告示させていただいて市道の認定となりますので、基本的には供用開始という形になってくるのかなと思います。

○委員長（堀内和久君）土井委員。

○委員（土井裕美子君）結構、小学校の近くですので、本当にすごく奥まってて、目が行き届かないっていうか、死角的な場所に今後なるん違うかなと思うんですけども。登下校時ですね、何かそういう事件とかですね、ちょっとそういうのを、私、あそこを見せていただいたときに心配をしたんです。一部は草を刈っているところがあったように思いますけれども、一番奥のほうとかは、結構、背丈があるような草が生えてたように、枯れ草が生えてたように感じましたので、そういう市道認定には関係ないと思うんですけども、そういう市道認定した横の土地の草の管理とかは、多分所有者になると思うんですけども、やっぱり道路をつくって市道認定するのは市です、そのやっぱり周りの土地の管理っていうかな、その指導というかな、そういうのをきっちりしないと、今、本当にどんな事件が起こるかわからないので、小学校の近くで、例えば車で待ち伏せをしてですね、中に子どもたちを引き込んでですね、奥まった土地に連れて行って何か事件があったからでは遅いのでね、やっぱり市として市道認定をして、私たちもそこを認めたっていうことになってですね、そういうことがあったらいけませんのでね。これ、市道認定するにあたっては、やっぱりなかなか、これからすぐに売れていってですね、どんどんどんどん住宅とか、企業さんとかが来てね、建っていけば問題ないんですけども。やっぱり、ちょっと私は、もし子どもを持つ保護者としたら、ここ大丈夫な

んかなっていう、ちょっとそういう懸念がございましたので、直接道路のことではないんですけども、やっぱりその市道認定をするっていう重みっていうのは、ちょっと感じましたので、その辺のところ、道路じゃないので、教育委員会になるかもしれないんですけども、ちょっとお許しをいただいて、ちょっと質問をさせていただいたんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（堀内和久君）都市整備課長。

○都市整備課長（茶原正人君）現状、僕らも見に行かせてもらいますと、ご指摘のとおり通り抜けることができずに戻ってくるような形になっております。

今後ですね、換地処分が多分進んでいく中でですね、閉めるっていうのは、なかなか難しいのかなというところがありますので、グラウンドから200mぐらいは南海さんが管理していただきますので、そこに関しては南海さんには十分土地の管理っていうんですかね、その辺は指導していきたいなと思いますし、奥は企業誘致さんのほうになってくると思いますので、換地処分が終わるまでの間はですね、管理していただくように連絡取りながらやっていけたらなと思います。

以上です。

○委員長（堀内和久君）土井委員。

○委員（土井裕美子君）以前もですね、何年前かに、いたずらのぼやがぼや事件が、あやの台のところであったかと思うんです。斜面が草がぼうぼうと生えててですね、何件か転々としてぼや事件が多発した時期があったと思うんで、こういうところもね、本当に気を付けないと、そういう事件も起こり得る可能性がございますので、本当に十分教育委員会ともね、連携を取りながら、きっちり市道認定した以上は、その周辺の土地も管理、監督をしていくようなことをお願いしたいと思います。やっていきますっていうことでございますので、担当が変わっても必ず引き継いで注意喚起をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（堀内和久君）答弁いいですか。

○委員（土井裕美子君）やりますって言うていただいたんで。

教育委員会のほうで、もし何かございましたら、連携取りますっていうことでございましたら、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）新しく市道認定されるということで、建設部局であったりとか経済部局であったりと連携しながら考えてきたいと思います。よろしく願います。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

垣内副委員長。

○副委員長（垣内憲一君）あやの台 63 号線①ですかね、今、土井委員がちょっと質問あったんですけども、これ将来的にっていうか、近々ここ何かできるとか、そういった目的があって、まず先に、これ市道認定されるんですか。

○委員長（堀内和久君）都市整備課長。

○都市整備課長（茶原正人君）北部用地の換地処分が進んでくる中でですね、住宅の建設であったりってところが進んでくる可能性があるということで、市道認定依頼を受けまして、市道認定しております。その中で、南海さんの整備したところも一緒にしておかないと奥までつながらないということもありまして、一括して市道認定していったる状況となっております。

○委員長（堀内和久君）垣内副委員長。

○副委員長（垣内憲一君）ありがとうございます。今ね、土井委員もおっしゃってくれたみたいに物騒なとこって言うたらいいんか、人気の少ないところなんでね、もう何かここが建つという目的があるんであれば、市道認定しといてもええかなって思うんですけど、まだ何の目的もないんやったら、慌ててせえなあかんのかなっていうのが、私的、素人的な考えなんですけども。ちょっと感じたんですけども。そこら辺は

どうなんですかね。企業さんとか住宅開発が始まるってなってからやったら遅いんですかね。

○委員長（堀内和久君）企業誘致室長補佐。

○企業誘致室長補佐（岩倉正和君）奥の換地処分する部分については、あやの台北部工業団地の中で民地ございまして、その方々が宅地として換地するようになります。

今後は、3月もしくは4月頃引き渡しをした中で、土地の持ち主の方が土地利用を検討するっていうようなことで、今、動いているような状況です。その際にですね、そのあたりの管理についても協力いただくように、お願いするように努めていきます。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君）すみません。今回は、この袋小路のような市道になってるんですけども、Googleマップで見ると、これまた上にあがっていく取り付け道みたいなものが見えるんです。ここもゆくゆくは市道にしていくような計画になってるんでしょうか。

○委員長（堀内和久君）都市整備課長。

○都市整備課長（茶原正人君）現在ですね、協議させていただいてですね、上のほうにつながっていく道をですね、また新たに設置していくような形になっております。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

○副委員長（垣内憲一君）堀内委員長。

○委員長（堀内和久君）すみません。ちょっと文句ではないんですけども、現場見て、参考資料でいうと6ページの旧終点からこう延びていくわけで、この旧終点の部分、印の部分から、あやの台小学校のグラウンドを左にしたときに北向いて上っていったときに、途中で道路工事してありますよね。何か捲って修理してありますよね。この修理っちゅうのちょっと気になるんですけど。

ほとんど今までの市道認定っていうと、住宅開発に伴うこととか、いろんな諸事情があって、市で条件クリアして市道認定す

るんですけど、ピカピカの綺麗な道のイメージを市道認定してきたことがほとんどやったんです。理解もしやすいので市道認定してきました。今回については、ここはもう暗黙の市道みたいな形で今まであったと思うんですけど、この張り替え工事っていうのは、どのような工事やった。例えば水道管をしたのかとか、ちょっと地盤沈下が起こってここ張ってあるのか、これってすごい市民の財産になって、これから税金で管理していくうえで、この部分の工事内容と、大丈夫なんかとか、その辺をちょっと聞いておきたいです。

○副委員長（垣内憲一君）都市整備課長。

○都市整備課長（茶原正人君）ちょっと委員長のご指摘の部分が、グラウンドの横の部分っていうイメージですかね。あその路線に関しましては、この、あやの台63号線が、平成23年に学校の入口のところまで市道認定されております。そのときに併せて、南海さんが施工していただいた案件になってこようかと思います。その中でですね、市道認定していくにあたってですね、市道認定の終点っていうのが、公共的な敷地に面しているっていうようなところまでしか、多分市道認定できませんので、そんな流れの中で学校建設っちゃうところもありまして、あそこまで、まず市道認定させていただいて、そこから先に関しては、ずっと南海さん管理していただいております。今回、市道認定するにあたってですね、現地確認させていただいて、一部ですね、不良箇所であったりっていうところに関して、今回、市道認定していくにあたって修繕していただいております。その辺も踏まえましてですね、今後ですね、通常であれば3年、南海さんが引き続き管理していただいて、3年後にですね、今度はうちが管理移管を受けるっていう検査を、そのときにもう一度受けさせていただいてですね、そのときに、また必要な修繕をお願いするっていう形になってこようかと思います。当時、市道認定一緒にしとく、

○委員長（堀内和久君）そういうこと聞いてるんじゃないくて。

○都市整備課長（茶原正人君）現状としまして、今回の市道認定に合わせてですね、不良箇所の修繕を南海さんをお願いしてるっていうような状況になります。

○副委員長（垣内憲一君）堀内委員長。

○委員長（堀内和久君）それでいいんですけど。なぜここ不良工事をしないといけなかったのかっていう、平成23年、平成24年ぐらいに、あやの台小学校ができて、ついでに校門のそこまでは市道認定して、そこから延長の行き止まりのところのまっすぐの部分は、後日、市道認定するであろうっていうことはわかるんです。ここ捲ってあるのは、ただ単に地盤沈下で起こったんかとか、なぜここを捲って修繕しないといけなかったのか、たかだか10年ぐらいで、なぜしないといけない、大きいトラック通ったとかもないと思うし、それがちょっと市道で、市の財産になるにあたって気になったんで、それをちょっと議事録に残しておきたいと、そういう質問でございます。

○副委員長（垣内憲一君）都市整備課長。

○都市整備課長（茶原正人君）私も、その建設当時の確認はできておりませんが、今回、市道認定に合わせて現場確認させていただいて、一部水が溜まる可能性があるとか、そういうところを踏まえて修繕していただきました。路盤が悪いのか、なぜ下がったのか、奥で造成工事もやってるところもあるのかなっていうところもあってですね、今後3年間かけてですね、新たに下がってくればですね、そこに関しては、今度は路盤から直していただくであったりっていうような形になるのかなというふうに思っております。

○副委員長（垣内憲一君）堀内委員長。

○委員長（堀内和久君）ちょっと大きな話します。ここは切土ですか盛土部分ですか。全体的な話でいうと、あやの台小学校建設から。絶対山っていうのは斜めになってるんで、造成するときに、この部分が切土の部分で強いのか、土を合わせにきて、これ

でやっぱり地盤沈下の加減っていうのは読めると思うんですけど、そこまではきっちり把握できとるんですか。

○副委員長（垣内憲一君）都市整備課長。

○都市整備課長（茶原正人君）現状としまして、ちょっとそこまで把握できておりません。大きな車は通ってないかと思うんですけども、そんな中で一部下がってきてるのかなという認識ではおります。

○副委員長（垣内憲一君）堀内委員長。

○委員長（堀内和久君）ここがね、教育委員会さんと企業誘致さんと道路所管の人の連携っていう言葉になると思うんです。だから、切土か盛土かわかれへんところを、市道認定で表面上だけ綺麗やから私ら素人、技術屋じゃありませんので、認定するっていうことは、私らにやっぱり責任っていうのがあります。

だから、やっぱりその辺は、企業誘致でもだいぶ勉強になったと思うんで、ここが盛土の部分なのか、なぜこの張り替え、たかだか10年で張り替えないといけなかったのかっていうのは、こっちの、市の税金で維持管理していくという認識を、もうちょっと重たく持ったほうがいいのかなって思うんです。ここからは、もう答弁できないんで、今後その辺は、教育総務課長でも、企業誘致室長補佐でも出てってくれとんやったら、事前にやっぱり協議して、切土の部分なんで大丈夫ですっていうんやったら張り替え工事は必要なかったって、こうなってくるのかなって、僕の個人的な見解であるんです。だから、1か所が凹んでたら、やっぱりそれにつられて、切り口から雨水が当然いずれ入って、また地盤沈下して、あの辺がまた工事せなあかんのやとか、大雨で災害が来たとき水が捌けれへんで入るとるんやとか、やっぱり入り口の部分で、やっぱりそこまでは考えて欲しいっていうことを要望で結構です。もう答弁はいいです。ようやってくれとんのはわかるんで。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第14号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号 市道路線の認定について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（堀内和久君）引き続き、議案第15号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号 市道路線の変更について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（午前9時50分休憩）

（午前9時59分再開）

○委員長（堀内和久君）再開いたします。

3 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について

○委員長（堀内和久君）次に、議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（萱野健治君）議案第16号
公の施設の指定管理者の指定について 説明させていただきます。議案書は72ページになります。本議案の公の施設の名称は、橋本市立橋本こども園です。橋本こども園につきましては、2つの保育園と1つの幼稚園を統廃合し、平成27年4月に開園しました。本年度で開園10年目を迎え、令和7年3月に2期目となる5年間の指定管理期間が終了しますので、このたび、第3期の指定管理者の公募を行いました。本議案につきましては、先に開催した選定委員会、指定管理の候補者として選定された社会福祉法人子どもの家福祉会に、引き続き、指定管理者として園の運営をいただきたい旨の議案となっております。

それでは、資料に基づき説明させていただきます。資料の1ページと2ページに、橋本こども園の概要を載せております。主な内容を説明いたします。（4）の定員ですが、施設の定員は156名となっております。（5）園児数の推移には、ここ5年間の園児数の一覧表を掲載しております。5年間の平均園児数は、2号・3号と1号認定合わせて約121名というふうになっております。

次に、2ページ、（7）施設長と職員数です。園長は、芝崎友美さんです。芝崎園長は、市内のこども園で保育士として従事された後、法人の本部のある姫路市の姉妹園で10年間勤務され、今年度から橋本こども園の園長を務められております。保護者を巻き込みながら保育をし、理解・協力を得て、共に子どもを育てていくようにと熱心に取り組んでおられます。職員は、現在27名の方が橋本こども園に在籍されております。（8）実施事業はご覧のとおりとなります。（9）は、今回の指定管理の候補者についてでございます。法人名は、社会福祉法人子どもの家福祉会です。橋本市内の橋本こども園、高野口こども園のほか兵庫県姫路市を中心に14の施設を運営しております。⑥同法人は、教育・保育の理念として『子どもの権利を尊重し、子どもが豊かに生き

ることのできるこども園を創る』を掲げ、これに基づき「生きる力を育てる－子どもの自主性を生かす」、「子ども理解－細かくではなく、深く理解する」、「家庭・子ども相談支援－親のカウンセリング」の3つを教育・保育の方針として、自分で考え判断できる子ども、自己管理できる子ども、思いやりのある子どもの育成を目標に実践を続けられております。一番下、⑧が先に開催した指定管理者選定委員会において、委員5名による採点で、100点満点中平均75.4点を獲得しております。

この選定委員会の候補者選定の経過を次に説明いたします。3ページをお願いいたします。3ページから4ページが、第3期橋本こども園指定管理候補者の選定の経過になります。橋本市指定管理者選定委員会条例に基づき、指定管理の候補者を公正かつ適正に選定するため、橋本こども園及び応其こども園指定管理者選定委員会を、今年度設置しました。今回、指定管理者の公募を行なったところ、応募があったのは、現指定管理者の1法人のみでございました。そして、委員5名による採点の結果、社会福祉法人子どもの家福祉会が基準点の60点を上回る点数を獲得し、第3期指定管理者の候補者として選定されたものとなります。

（2）が、指定管理候補者の選定の経過の一覧表になります。9月25日と11月3日の2回にわたって選定委員会をしまして、その間に、10月22日には現地視察を挟んでおります。書類審査、プレゼンテーションにより審査を行いました。（3）が、指定管理者選定委員会の組織です。委員は、学識経験者が1名、橋本市保育園こども園保護者会連合会代表1名、橋本市幼稚園PTA代表1名、橋本こども園保護者代表1名、応其こども園保護者代表1名、公募委員1名、市職員として健康福祉部長の計7名で構成しました。

なお、第2回の選定委員会は、2名が諸事情により欠席され、5名での採点というふうになりましたが、欠席された委員さんも、給食の試食を含む現地視察や、法人へ

の質問などを活発に行なっていただき、いただいたご意見や質疑の回答などは、選定委員会で共有させていただきました。

審査基準は4ページのとおりとなります。7つの基準項目のもとに小項目を設定して13項目について審査を行い、合計100点で、60点以上の最高得点の応募法人を指定管理候補者と選定するように決めました。応募は1法人となりましたが、教育・保育理念や運営方針をはじめ、保育士の配置、園の財務状況、給食、安全・衛生面などの各視点について書類審査が行われ、プレゼンテーション当日は、理事長及び園長より、法人が大事にしている教育・保育理念や、園の教育・保育の様子を中心に発表され、その後、各委員による質疑、意見交換が行われました。一番下、(5)が、選定委員会の採点の結果になります。平均点75.4点を獲得し、第3期橋本こども園の指定管理候補者として選定されたものとなります。

次に、5ページをお願いします。こちらは選定委員会の審査と並行しまして、本市における第2期橋本こども園の現指定管理者の3つの視点による評価と、総合評価を示しています。3つの評価とは、まず、(1)保護者アンケートに基づく評価、(2)市職員による現地調査等に基づく評価、(3)財務状況の評価となっております。それぞれに資料を7ページから14ページに添付させていただいております。まず一つ目の評価、保護者アンケートに基づく評価ですが、この第2期を含む過去5年間の年度別アンケート結果を見ますと、全体的に高い評価を保持しています。次の7ページから保護者アンケートの詳細を添付しておりますが、相対的に評価が高いいくつかの項目をここに挙げさせていただきました。それと相対的に評価がやや低い項目として問6がありますが、7ページの年度比較を見ますと、コロナ禍の影響もあったと思われますが、年々評価は上昇している状況にあります。これらを含め、アンダーラインのところですけれども、アンケートに基づく評価としては、例年88.5%以上が肯定的な評価とな

っており、法人の保育理念が保護者に理解され、常に一定の努力・改善等をしていることがアンケートから伺えると考えます。特に、令和元年度と令和5年度の数値を比較すると、例えば、問31では32.6ポイント、問28では23.9ポイント上昇するなど、大多数の項目で評価が上昇の傾向を示しているということは、評価できる点だと考えております。

次に、二つ目の評価、市職員による現地調査等に基づく評価です。資料は、12ページから13ページにあります。こちらは、本市職員による令和5年度の現地調査及び公設民営保育園の評価項目に基づく評価結果を示しています。こども課所属の園長経験者、栄養士が、保育園管理運営に関する協定の仕様書に基づき園訪問を行いまして、保育観察等を実施いたしました。保護者アンケート等で課題を残した項目に対し、助言・指導及び法人職員との定期会議を実施することで、改善指導を行なっております。その結果、運営状況について評価項目を大項目に4分類し、これらを更に細分化した項目について厳正に評価をいたしました。「a・b・c」の3段階で評価をしますが、今回については、小項目41項目のうち34項目で「a」という評価結果となっており、総合評価も「a」となっております。

続いて、14ページをお願いします。最後のページです。こちらは、三つ目の評価、財務状況に関する法人の評価となります。担当のこども課では、例年、児童福祉法に基づく実地指導を行なっておりますが、これとは別に、直近の2年間（令和4年度、令和5年度）の決算状況について、大阪府が社会福祉法人の認可にあたって採用している基準を参考に審査をいたしております。今回の審査結果については、一部に望ましい基準値をクリアしていない項目がありましたが、総合的に見ると、当該法人は概ね健全な財務運営を行なっていると判断します。

なお、令和5年度に自己資本比率等が下がっていますのは、加入していた退職共済

制度を脱退して、法人独自の退職金制度を適用するようにした際、退職給付引当資産として870万円程度を積み立てたため、一時的に負債が増加したことによるものと聞いております。

最後の総括になります。6ページに戻っていただきたいと思います。橋本こども園は、『子どもの権利を尊重し、子どもが豊かに生きることのできるこども園を創る』という教育・保育理念を掲げ、平成27年4月の開園当初から社会福祉法人子どもの家福祉会が指定管理を担い、現在で約9年8か月の運営実績があります。現在の指定管理第2期の5年間におきましても、法人及び職員の継続的な努力により、運営方針への保護者理解が得られ、評価は上昇の傾向にあります。指定管理者として十分にその責務を果たしており、職員も保護者及び子どもとの信頼関係のうえで教育・保育を実施していることが伺えます。これらの実績もあり、また、本年度実施した指定管理者選定委員会においても高評価を得ており、第3期指定管理の候補者として選定されました。

以上により、令和7年度から令和16年度の10年間ににおいても、社会福祉法人子どもの家福祉会を橋本こども園の指定管理者として選定いたしたく、本議会の議決を求めるものであります。

簡単ですが、説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（堀内和久君）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

土井委員。

○委員（土井裕美子君）一点、確認だけさせていただきます。

「大阪府が社会福祉法人の認可にあたって採用している基準を参考に審査したところ、一部望ましい基準値をクリアしていない項目があったが」ということで、14ページの資料を見せていただくと、それはどこの項目になるんですか。この資本構成の安

全性っていう、令和5年が48.2%っていう、ここの項目になるんでしょうか。

○委員長（堀内和久君）こども課長。

○こども課長（萱野健治君）資料14ページ中ほどの1.支払能力のところの流動比率というところがありまして、流動比率というのは支払い能力というふうに書いておりますけれども、1年以内に現金化できる資産が1年以内に返済すべき負債をどれだけ上回っているかを示す指標ということになります。府の基準では、120%以上が望ましいとされておりますが、令和4年が111.8%、令和5年が107.6%と、120%に比べますと若干低くなっておるっていうことで、これが望ましい基準をクリアしていない項目というふうになります。

○委員長（堀内和久君）土井委員。

○委員（土井裕美子君）あくまでも大阪府の基準だけでも、橋本市として審査した、協議した結果は、この120%以上でなくても望ましいであろうというふうに、最終的には判断したっていう、そういうことでよろしいですね、そういう認識でよろしいですね。

○委員長（堀内和久君）こども課長。

○こども課長（萱野健治君）そのとおりでありまして、先ほども申し上げましたけれども、一時的に昨年度は負債が増加した、退職金制度を変えたことにより引当金が大量に出て、負債が増加したことによって、これも下がっておるっていう面もありますので、うちとしては、もう概ね健全な財政運営を行なっているというふうに判断をいたしました。

○委員長（堀内和久君）よろしいですか。

土井委員。

○委員（土井裕美子君）その退職金の協会かな、何かちょっとすみません。名前がわからないんですが、そこを脱退したことによって、自力で今度、退職金制度を作っているっていうことになるわけですがけれども、これからずっと先、それも続いていくわけですから、その辺はそれと連動してですね、支払い能力の流動比率を引き上げて

いく可能性は、どのような根拠でそれを言
ってらっしゃるのかが、ちょっとよくわ
からないんですけど。その辺はどのような調
査をされてるんですか。

○委員長（堀内和久君） こども課長。

○こども課長（萱野健治君） 監査を行う際
に聞き取りとかを行なったですけれども、
要は今、県が一人共済の退職金制度に入っ
とるんですけども、それがあまり法人とし
てはよろしくない判断されたようで、独
自に退職金共済を法人で運営するよとなっ
たことで、退職金を積み立てる必要が一時的
にありましたので、今回、今回というか
令和5年度は、大量に負債が発生したって
いうふうに聞いております。従って、これ
が一旦積み上げますと、また年で積んでい
くのはあるかわからないんですけども、令
和5年度のように大量に大金を積み立てる
っていうことはなくなるというふうに考え
ますので、今後は通常の運営のほうに戻っ
ていくのかなというふうに判断をいたして
おります。

○委員長（堀内和久君） 土井委員。

○委員（土井裕美子君） 確か、ここの法人
さんは橋本市だけではなくって、いくつ
か持ってらっしゃいましたね。ちょっとこ
この法人さんに決めるときに、いくつ
かあったという、ちょっとおぼろげな記憶が
あるんですが、いくつあったんですかね、
全体的な法人の運営は、いくつおありな
んですかね。現状として。

○委員長（堀内和久君） こども課長。

○こども課長（萱野健治君） 全部で14の施
設になります。ですので、かなり規模の大
きな法人ということになるかと思います。

○委員長（堀内和久君） 土井委員。

○委員（土井裕美子君） 初めて、多分高野
口こども園に、ここの法人さんを決めて、
ここが橋本市で2園目やと思うんですけ
れども、その当時から増えている、減って
いる、現状維持、どちらでしょうか。調査し
てないですか。

○委員長（堀内和久君） こども課長。

○こども課長（萱野健治君） その当時から
増加しております。

○委員長（堀内和久君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

堀内副委員長。

○副委員長（垣内憲一君） 審査基準なん
ですけれども4ページの。委員Aが60点以
上でないとかんってやつ67点っていう、ど
ちかっていうたら数字が低すぎるんじゃない
かって思うんですけど。先ほどのご父兄
さんらの意見のやつ聞かせてもうとったら、
80%とかそういうええ数字もらってるのに、
何でこの審査委員の中で67点とかこういう
数字が出てきてるのか、わかっているんで
あったら教えてもらいたいです。

○委員長（堀内和久君） こども課長。

○こども課長（萱野健治君） これにつ
きましては、それぞれ委員さんの主観に基
づく評価というふうになりますので、なか
なかこういう数量やからこういう点数にな
るっていう付け方をしなくて、委員さん
個人の基準に基づく評価というふうにな
っておりますので、委員Aの方は、厳しい
数字を付ける方なのかと思います。次の
議案でもあるんですが、A委員さんが低い
点数になっておりますので、60点が最低
基準っていうのは言うておりますので、そ
れは超えるけれども、なかなか厳しい評
価をいただいとるのかなと、ちょっと説
明になってないですが、そういうことに思
います。

○委員長（堀内和久君） 堀内副委員長。

○副委員長（垣内憲一君） それだけ真
剣に答えてくれと思うんですけど、ほか
の指定管理候補者とか、そしたらあつた
んですかね。これより低かったっていう
ことになるんですか。

○こども課長（萱野健治君） ここだけ。

○副委員長（垣内憲一君） すみません。

○委員長（堀内和久君） ほかにありま
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） 質疑がありま
せんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(堀内和久君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(堀内和久君) ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

4 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について

○委員長(堀内和久君) 次に、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。本案について当局より説明を求めます。

こども課長。

○こども課長(萱野健治君) 続きまして、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について という事で、本議案の公の施設の名称は、橋本市立応其こども園というふうになります。応其こども園につきましても、2つの保育園と1つの幼稚園を統廃合して、平成27年4月に開園しまして、本年度で開園10年を迎え、2期目となる5年間の指定管理期間が終了しますので、このたび第3期の指定管理者の公募を行いました。本議案につきましても、先に開催した選定委員会で、指定管理の候補者として選定された社会福祉法人顕陽会に、引き続き、指定管理者として園の運営をいただきたい旨の議案となっております。

それでは、資料に基づき説明をさせていただきます。資料の1ページと2ページに応其こども園の概要を載せております。項目は先ほどの議案第16号と同様でございますので、詳細の説明は省略させていただきます。

2ページの(7)が施設長と職員数になります。園長は中野亜希子さんです。中野園長は、応其こども園の開園当初から副園長を務められまして、園長としては今年で5年目というふうになります。それ以前も九度山保育園で10年務められたベテランでありまして、クラスに関わらず職員全員ですべての子どもを見ていこうと職員に声をかけながら、子どもに寄り添った丁寧な保育ということを目指して努められております。職員は、現在38名の方が応其こども園に在籍されております。(9)が今回の指定管理の候補者についてでございます。①法人名は、社会福祉法人顕陽会であります。応其こども園、すみだこども園、九度山保育所を運営されております。⑥同法人は、ご覧の教育・保育理念及び方針に基づきまして、「心身ともに豊かな子ども」「たくましい身体づくり」「思いやりのある子ども」「意欲を持つ子ども」「自分で考えて行動できる子ども」の育成を教育・保育の目標とされております。

続きまして、3ページへ行っていただきまして、⑧のほうに審査結果のほう載せさせていただきます。こちらは、委員5名による採点で100点満点中、平均77.6点を獲得されております。続いて、その下の3ページから4ページにかけてが第3期応其こども園指定管理候補者の選定経過です。(1)から(4)の内容につきましましては、先ほどの第16号議案と同様ですので、説明は省略させていただきます。

4ページ一番下、(5)が選定委員会の採点結果となりまして、先ほど申し上げましたとおり77.6点となっております。委員Aさんについても、なかなか厳しい評価がされておるかなと思います。今回、選定委員会は1つにまとめまして、橋本及び応其こども園選定委員会ということで、1つの選定委員会で両方審査をさせていただきました。

続きまして、5ページのほうが、選定委員会の審査と併行しまして、本市で行なった評価の結果となっております。まず、一

つ目の保護者アンケートに基づく評価についてですが、第2期を含む過去5年間の年度別のアンケート結果を見ますと、全体的に高い評価を保持しています。次の7ページから保護者アンケートの詳細を添付していますが、相対的に評価が高いいくつかの項目、それと低い項目を、こちらに掲載させていただきました。これらを含めましてアンケートに基づく評価としては、アンダーラインのところですが、例年94.9%以上が肯定的な評価となっており、法人の保育理念が保護者に理解され、常に一定の努力・改善等をしていることがアンケートから伺え、高評価を得ていると考えております。

次に、二つ目の評価、市職員による現地調査等に基づく評価です。資料は12ページから13ページとなります。こちら、評価方法等は先ほどの第16号議案と同様で、評価結果については、小項目41項目のうち34項目で「a」という評価結果となっており、総合評価も「a」となりました。

続いて、14ページをお願いいたします。こちらが財務状況に関する法人の評価です。こちらに関しましては、すべての項目で望ましい基準値をクリアしておりますので、当該法人は健全な財務運営を行っているとの判断をいたしました。

最後、6ページが総括というふうになります。応其こども園は、平成27年4月の開園当初から社会福祉法人顕陽会が指定管理を担い、現在で約9年8か月間の運営実績があります。現在の第2期の5年間におきましても、法人及び職員の継続的な努力により、運営方針への保護者理解が得られ、一定の信頼と高い評価を維持しています。指定管理者として充分にその責務を果たしており、職員も保護者及び子どもとの信頼関係のうえで教育・保育を実施していることが伺えます。これらの実績もありまして、また、本年度実施した指定管理者選定委員会においても高評価を得ており、第3期指定管理の候補者として選定されたところで、す。

以上により、令和7年度からの10年間においても、社会福祉法人顕陽会を応其こども園の指定管理者として選定いたしたく、本議会の議決を求めます。

ちょっと資料1か所訂正があります。3ページの⑧橋本市立高野口となっておりますけど、すみません。応其の間違いです。応其こども園指定管理者選定委員会による審査結果というのと、その前の2ページの⑦のほうも、すみません。高野口こども園となっておりますが、応其こども園の間違いです。すみません。お詫びして訂正いたします。

以上が説明になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（堀内和久君）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

高本委員。

○委員（高本勝次君）先ほどの橋本こども園も今回の応其こども園も似ているところが1か所ありまして、「親子参加行事を通じて保護者同士のつながりを感じられましたか。」というところで、どちらも比較的全体の質問項目でこれが低いんですけど、何か難しい問題を抱えてるのかなと思ひまして、お聞きします。

○委員長（堀内和久君）こども課長。

○こども課長（萱野健治君）一番大きな要因っちゃうのがコロナがあったことによるものかなというふうに思います。

令和元年度にも低かったんですけど、77.9%あったんですけど、令和2年度には62%、令和3年度には56%ということで、コロナを受けてだいぶ下がってきたところで、令和5年度には64.6%まで上昇はしてきておるんですが、なかなかコロナの影響もあって参加、交流の行事というか、そんなも少なくなってきたのかなというので、評価は相対的に低くなっておるのかなというふうに考えております。

○委員長（堀内和久君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

○副委員長（垣内憲一君）堀内委員長。

○委員長（堀内和久君）すみません。ちょっと。指定管理5年から10年へっていうのが、まず基本的に、ちょっとすごく、なかなか私らの議決に責任が倍以上乗るんやなっていうのが、これほんまに正直な気持ちです。担当課も十二分に公募も、すべての条件をちゃんと汗かいていただいて、ここにあげていただいとることに感謝申し上げます。そのうえで聞くんですけど、仮の話なんですけど、この委員Aっていうのが健康福祉部長やったらむちゃくちゃ立派やなと思うんですけど。逆にね。厳しい判断しとんやったらすごいなと思うんですけど。それは置いて、一番大事なものは、この公募、委員の選定委員の中に公募っていうのが入った。前入ったかどうかとか、ちょっとそんな議論あると思うんですけど、そこちょっと確認しときたいのと、もしこれを入れたんであれば、もうすごく本気度を感じるんです。その点についていかがですか。

○副委員長（垣内憲一君）こども課長。

○こども課長（萱野健治君）実は、市民委員の公募は前からしてありましたんですけども、今回初めて応募がありまして、市内の小さいお子さんを持つ、保育園、こども園かな、に通ってるお子さまを持つ保護者の方っていうことで、関心の高い方なんですけど応募いただきまして、今回初めて公募委員っていうのを入っていただいて、熱心に園の訪問もされましたし、質問等もありまして、熱心に参加いただいて感謝申し上げます。今後も公募は続けまして、そういった方をどんどん入れていきたいなというふうに考えております。

○副委員長（垣内憲一君）堀内委員長。

○委員長（堀内和久君）もうすべて言うことはありません。10年のリスクを背負ってでもやっぱりしっかりして、議決するからには私らにも責任ありますし、応募に来てくれた人が継続で1者しかなかったからここになったって、こんな不細工な話じゃなくて、当該法人は橋本も、5年前のデータ

でいうと、ちょっと低かったのが、右肩上がりに頑張ってくれたっていう橋本こども園に対して、応其はもう横綱というか、ほんまにずっと九十何%の保護者アンケートも数字で表しておりますし、評判もどっちもいいです。すごくちゃんと行政とその法人と橋本市の子育てって言うのかな、子どものために担当課一同一生懸命やってくれたんやなっていうのが、この数字見てすごくわかります。その辺感謝申し上げます。質問ではないんですけど。何かこの今までの、こういう項目入れてくれとか、そういうことがちゃんと伝わったような気がします。ありがとうございます。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終わりました。

なお、委員長報告の作成については、私と副委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ご異議がありませんので、私と副委員長において作成いたします。

この際、午前10時45分まで休憩いたします。

（午前10時30分休憩）

(午前 10 時 45 分再開)

○委員長（堀内和久君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

5 所管事務調査（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定状況等について

○委員長（堀内和久君）次に、（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定状況等について 所管事務調査を行います。

本件は9月17日の本委員会で当局より説明を受け、継続調査となっていたものがあります。本調査に関し、当局より関係資料の提出がありますので、説明願います。

教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）それでは、よろしくお願いいたします。それでは、（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定状況等について の所管事務調査について 資料のご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、現在の検討状況ですが、第2期基本方針の見直しに取り組んでおり、教育委員会に本日お示ししている資料にある学校再編の基本方針変更案で保護者説明会などを行なってよいかという協議を行なっている段階です。今後、教育委員会議で変更案の内容の協議ができ、保護者さんなどに説明会を行なったのちに、教育委員会議に付議し変更案を決定していく手順としていることをご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず資料1ページご覧ください。こちらは、第2期基本方針における現段階の学校再編基本方針の変更（案）です。表の左側から順に、変更前、変更後の（案）、変更理由を記載しており、変更箇所については下線を引いています。なお、（3）の紀見東中学校区での再編方針の変更（案）については、教育委員会議で協議中の内容であり、まだ確定していない段階の内容に

なりますので、情報の取り扱いには配慮をお願いいたします。

表の内容について、ご説明させていただきます。（1）橋本中央中学校区での再編方針の見直しでは、橋本小学校を加えた3校での再編統合としています。橋本中央中学校区では、学校適正規模の考え方に基づくと、橋本小学校、西部小学校、学文路小学校、清水小学校の4小学校全てが再編統合を検討する対象になりますが、学校数が多いこと、4校の児童を一度に受け入れる施設の整備、スクールバス等の交通手段の整備、これまでの学校と地域コミュニティのつながり、児童・保護者・学校の負担など、再編統合の課題が多いため、当初は、まずは学文路小学校と清水小学校の再編統合を進め、のちに西部小学校、橋本小学校とも学校再編を検討する2段階の再編統合としていました。しかし、2段階での再編統合に対しては、説明会において、児童が在学中に二度再編統合を経験することは負担が大きいなどの意見を受けて、目標年度を見直し、今回、橋本小学校を加えた3校での再編統合に変更しています。3校での再編統合を行うには教室数が不足するため、学校施設の改修や増築が必要となり、設計・工事にかかる時間なども考慮し、目標年度を令和10年度から令和13年度に変更しています。

なお、概ね10年後には、児童生徒数の推計を踏まえ、教育委員会議で第2期基本方針の見直しが必要かどうかを議論したいと考えており、そのうえで第2期基本方針で再編統合の対象とならなかった学校の状況を平等に見ていく必要があると考えています。このため、個別の学校名は除くこととし、橋本中央中学校区において、一回目の統合から概ね10年経過後に橋本小学校、西部小学校との再編統合を検討するとしていたことについては、削除しています。

（2）隅田中学校区では隅田小学校と恋野小学校の再編統合については、目標年度を令和9年度から令和10年度へ変更しています。

(3) 紀見東中学校区では、境原小学校東側の土砂災害特別警戒区域について、令和7年度から災害対策工事について調査設計から取り組む計画を予定をしており、一定のハード対策を進めていきたいと考えています。一方、校舎北側の土砂災害特別警戒区域については、巨大地震でのリスクを排除できないため、境原小学校と城山小学校の再編統合を進めるとし、再編統合の方針を変更していません。目標年度については、学校東側へのハード対策の実施ができれば、一定のリスクの軽減が図られると考えることから、目標年度の延長が可能と判断し、令和14年度へと変更しています。

先ほども申し上げましたが、これらについては、現段階の案であり、現在も、教育委員会議で協議中の内容である旨ご留意のほど、よろしくお願いいたします。

(4) 紀見北中学校区は、令和12年度までの児童数の推計から従来の方針を変更しないとしています。以上から、一番上段、小学校の学校再編について、全体としては、令和11年度までを目標に進めるとしていましたが、再編目標年度を令和14年度までを目標に進めると変更しています。第2期基本方針の見直しや、新しい学校づくり推進計画の策定にかかる期間、また、説明会でいただいた様々なご意見も考慮し、子どもたち、学校、学校関係団体、地域住民の方、教育委員会等が再編統合にかかる十分な準備を行うための期間を考慮し、見直しを行なっています。

2ページ目をご覧ください。次に、第2期基本方針における小学校の学校再編に関して、現在、提出されている署名及び嘆願書についてご説明いたします。現在、境原小学校及び恋野小学校の学校再編にかかる署名及び嘆願書が、市長及び教育長あてに提出されています。境原小学校に関しては、境原小学校の地域住民の合意を得ない学校再編に反対する署名として、令和6年11月11日に1,578筆の署名が提出されました。署名簿の表紙や、署名文書の内容は、3ページ及び4ページに添付させていただいて

おります。また、恋野小学校に関しては、恋野小学校存続の嘆願書が、令和6年11月27日に恋野地区区長会一同から提出されました。内容は、5ページから7ページに添付させていただいております。これらの署名等の取り扱いについては、現在、第2期基本方針の見直し中のため、見直し方針についてまとまったのち、教育長あてであると同時に、市長あてに提出されたものでもありますので、教育委員会と市で協議を行い、進めていきたいと考えております。

簡単ですが、説明は以上となります。

○委員長（堀内和久君）説明が終わりました。

当局提出の資料に対し、また、本調査事項に関し質問等ありませんか。

高本委員。

○委員（高本勝次君）これまでも繰り返し、ずっと意見出てたんですけども、保護者の関係からも意見かなり出ておったと思うんですけども、この統合すると、コミュニティ、地域コミュニティがね、薄れていくっていうか、すごく気にしてやるところが多いと思うんですわ。これ、橋本中央中学校のところコミュニティ、地域コミュニティのこと書いてくれてはるけど、あとのところ、何かそういう意味を含んでおられるんか、何か、どうもこの地域コミュニティについて、私すごくこだわってるんで、その辺が何か、どういうふうに受け止めておられるのか、散々いろいろ意見出てると思うんですけど、それはいかがなんでしょうかなと思ったりするんです。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）もちろん、地域の学校と地域のつながりっていうのは非常に大事なものになっております。ですので、学校再編にあたりましては、もうそういった地域コミュニティも大事にして、新しい学校がつくれていけるように努めていきたいと思っております。

○委員長（堀内和久君）高本委員。

○委員（高本勝次君）失礼な言い方やけど、通り一遍のそういう答えになってしまうん

やけど、どうも地域の方には、「あ、そうですか。」って、なりにくい答弁なんですけど、もっとこうわかりやすいちゅうか、「なるほど。」って、保護者の方思うような説明ないんじゃないかな。

○委員長（堀内和久君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）地域コミュニティということで、今まで各学校との独自の特色のある学校教育以外のつながりもあったと思います。そういった中で、それを新しい学校に再編するとなっても、どういった部分を継承できるのかっていうところを大事にして、学校の場所が変わったとしても、元のコミュニティの方に新しい学校運営に携わっていただけるように、統合準備会等で協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（堀内和久君）いいですか。

ほかにありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君）ではですね、今回、この案を出された、作られた後に、今回のこの反対署名と嘆願書が出されたのかなと思うんですけども、もしくは、出されたのであれば、この嘆願書と反対署名を受けて、どのようにそれを対応するのか、聞き置くだけですっていう話なのか、もう一回これを踏まえて考え直しますっていうスタンスを取るのかを聞きたいのと、逆に反対署名とかこれ出されたうえで、この案を出されてるんであれば、住民の意見を入れて欲しいとか、同意を入れて欲しいっていう話が、全くこの変更理由の中に、同意を得たうえでとかいう言葉が全然ないので、その辺どういうふうに考えておられるのかを、まず聞きたいと思います。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）署名のほうですね、かなり、1,500筆あまりの署名をいただいていることは、それはもう真摯に受け止めたいと思っております。

ただまあ再編方針について、まだ計画という段階まで至ってはいませんので、再編

にあたって新しい学校づくりの推進計画づくりに取り組む段階で、いろいろ対話であったりとか、進めていきたいと考えているところです。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）方針は作るけど、その後、計画で対話をしていくってことは、結論的に言うと、この署名と嘆願書は聞き置くだけですっていうことですね。

○委員長（堀内和久君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）先ほどのご質問の中で、この嘆願書、もしくは要望書が出てから見直したのではなくって、見直すと同時に、これが提出されました。その中で、まだ、この2期方針の学校再編の変更そのものが定まっておきませんので、それが定まってから計画に移るときにですね、民意を真摯に、今も真摯に受け止めているんですけども、是か非を問うときに、検討したいという、議論をしたいというふうに考えております。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）一応確認なんですけども、これ今回、反対の署名ばかりなんですけど、嘆願書。賛成の署名とか嘆願書っていうのが届いておりますでしょうか。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）今のところそういったものは届いておりません。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）あと、方針決定12月、来年12月なんですけども、住民と保護者の同意を得たうえで方針を決めることって大変大事だと思うんですけども、今、庁舎内の検討委員会は、方針決定までに、どの段階をもって住民に賛意を得たというふうな、結結というか、を考えておられるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）方針のほうの決定はですね、12月じゃなくてももう少し早い段階になるかと思っております。12月は、計画づくりが決まる時期という形で考えてお

りますので、方針はもう少し早い段階で決まるかと思います。

同意を得るといふところの点になるんですけども、私たちは、公立校の9年間の学びの中で「未来を創造し、たくましく生きる」という学校教育で目指す子ども像を掲げておるところですけども、実現するために、新しい学校づくりに関するご意見などは聞いていきたいと考えておりますけども、賛否を問うことは考えておりませんで、学校再編については関係者の方々には理解をしていただけるように説明をしていきたいと考えているところです。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）そこがよくわからないんですよ。要は、住民の意思をどこにも表せる場所がない中で方針が決まるって、計画にいくっていうことなんですよ。そこには選挙がないわけですよ。例えば、これをやっていく。教育長任命された市長の選挙ありません。そして市議会の選挙ありません。住民は、アンケート調査も取らないって言われてましたよね。賛否を問うための当事者を入れるための委員会を立ち上げてそこで揉むこともしない。つまり当事者を全く入れない中で、賛意を出せない中で方針が決まってしまうということに、非常に私は危惧を感じております。

説明で意見交換会しました。それをもって十分丁寧に説明したということで、方針を決めますという認識なので、住民の意見を要は反映しない。反映しないというか、賛否を取らない中でこの方針は決まるということで、意思決定をするということですよ。よろしいでしょうか。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）方針を決定する段階では、いろいろ説明会などを通じてご意見等いただきますけども、賛否を問うような形ではなくて、先ほども申しましたけども、いろんな意見を聞きながら理解をしていただけるように進めていくという形を考えております。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）では、住民が統廃合に対して直接賛否を問う機会というのは、どの段階で訪れるんでしょうか。

○委員長（堀内和久君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）それは、推進計画策定の時期になります。

基本方針は、あくまで教育委員会として定めるものでございますので、今よりもより良い学習環境を整えたいがために、意見交換会を説明会と同時にさせてもらっております。その時点で、新しい学校づくりに関する様々なご意見やご要望って言うんですかね、そういったものを教育委員会としていただくんですけども、賛否そのものをそこで聞いてしまいますと、設置者の話になってきます。ですので、あくまで教育委員会としては、2期方針として望ましい再編を定めるために、保護者の意見を中心に意見を伺わせてもらっておりますので、設置・統合するかどうかの賛否というのは、推進計画での形になります。

以上です。

○委員長（堀内和久君）岡本委員。

○委員（岡本喜好君）それは具体的に何年の何月になるんでしょうか。

○委員長（堀内和久君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）今、目標としまして、令和7年12月以降に、新しい学校づくり推進計画を定めるとしております。その前の段階になります。

○委員長（堀内和久君）いいですか。一旦いいですか。

高本委員。

○委員（高本勝次君）今、先ほどの説明によると、この案が出たと同時に嘆願書が出てきたっておっしゃってたんやけども、その地域の方は、この嘆願書と請願、これね、嘆願書とこの署名の件ね。出てきてるんですけども、こういう声をあげれば、ひょっとしたら何か意見聞かせてもらったり、変更されることも起こるのかなと思って、そういう思いで出してきたと思うんですわ。そしたら、この案っていうのは、どの段階で案でなくなるのかと一つ聞きたいのと、

地域の方、声をあげてきてるんだけど、その声がどの段階でちゅうか、どこでどう説明されていくんかちょっとね、地域の方はもう、その願いがね、届けておるわけやから、それが生かされるんじゃないかなって思いながら、生かして欲しいっていう願いでこれ出てきてるんやけども。この案、先ほど言いましたように案が案でなくなる時点で、その地域の2つはここへ出てきたのね。その関わりのタイミングは、どう地域の方に説明されていくんかなと、ちょっとそれがわかりにくいんですけど。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）まずは、その方針の、今、案の段階ですけども、それが年明け以降ですね、保護者さんであるとか、地域の方に説明をさせていただいて、案を教育委員に付議をして、案は決定という形になります。

そののちに、新しい学校づくり推進計画の策定に入っていきますので、その中でいろんなご意見を聞きながら計画を作っていく、それが決定するのが、令和7年12月以降というような形になってきますので、そういった形の流れを、手順を踏んでいく形になります。

○委員長（堀内和久君）高本委員。

○委員（高本勝次君）先ほど岡本議員のね、お聞きしたいこと、言ってた話を聞いてますと、結局、この案っていうのは、もう結論ありきで、皆さんの意見を聞きました。もう、こういう案が出されてるんで、説明会でなんぼそれを説明しても、地域の方は声あげてんのに聞き届けられないっっちゃう感じでね、どうもその辺がぎくしゃくしてね、地域の方納得してないうえで、もう進んでしまうように結果的になるんでしょう。もう結論ありきの進め方で、今の説明聞いてたら、もう結論ありきになってしもてるから、なんぼ署名持って行こうが、何を言おうが、もう、それ決定ということになってしまうように思うんですけど、その辺やっぱり地域の方に納得していただけるんか

なと思うんですけど、どうなんでしょうかね。

○委員長（堀内和久君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）決して結論ありきという観点はございません。確かに、案を出させていただかないと、それに対する保護者さんの意見交換はできないというふうに考えています。

今回は、2期方針を、このように学校再編を見直しましたっていう説明を2月にさせてもらうのではなくって、このように2期方針を変えたいと思っていますっていうところで、もう一度保護者さんに意見交換をしたいと思ってるんです。ですんで、その中で、いろんな様々な何でこのような形で見直したんやっていう意見交換ができると思うんです。それは、一回目のいただいた意見を尊重した部分もでございます。ですので、決して結論ありきで押し切るというような観点はございません。

○副委員長（垣内憲一君）堀内委員長。

○委員長（堀内和久君）たくさん聞きたいことあるんで。この所管事務調査は委員の皆さんのご了解のうえでやっとなるんで、終わりと言われれば終わるんですけども、私はそうは思ってございません。聞きたいことある中で、今の部長の答弁ね、最初に言ったでしょっていう話に戻るんですけど、1ページ目のところで、私地元なんで清水、学文路の話、先させてもらいます。橋本中央中学校区、変更前の最初の軸になるであろう計画が、この令和10年って、これ、もうまずここからおかしいですよ。変更前って令和9年か違いました。令和6年、令和7年、令和8年か令和9年、3か年でいくって言うたのを、一番最初に委員会に報告したときに、3か年っていうのは、ちょっと短過ぎるから緩やかにいったらどうですかっていうのが、一番最初の文教厚生建設委員会の始まりやったと思うんです。虚偽ですね。だから、変更前の形はちゃんと最初の言うたとおりに示してもらわなあかん。6か年、7か年、10か年かけて緩やかにまず行こうやないかと。それでなくとも

人員不足、オーバーワーク、統廃合に中央中学校できたときに、中学校の統廃合でこれだけの尽力と職員の汗の量っていうのを考えたときに、緩やかに行きましようって言うたのが、まず一番最初やったと思うんです。

一般質問みたいになってはいかんで、端的に申し上げると、皆の意見を一周聞いてくるスタートラインの時点で、違うでしょっていう話と、校長会がこうでしょっていう話、教育委員会議事録も読んだら、そういうふうな、似たような意見もあったのにもかかわらず、決定ありきで私どもは、やってませんっていうけど、決定ありきと思われても仕方ないん違います。一周してきて、市民さん、地域の皆さんの意見を汲みあげてきて変更をかけますっていうけど、自分らに有利な変更の意見をつまみ食いして、一本釣りして、ほんで自分らの対応の角度に変えていって、ほんだら、はぐくむ条例とか教育大綱って何のためにあるんですか。ほんで、この境原さん。当然、清水、学文路も出てきますわよ、間違いなく。こんなけの反対と言うか、残してくださいっていう意見を教育長、市長にこれ宛てて、この運動を起こさせたのは、あなた方じゃないんですか。

市民の参画とか、SDGsとか、市民協働っていうのは、片や福祉部一生懸命頑張って第2層協議体、地域の絆、コミュニティって、見守りがあってやっとなるのにかかわらず、うちの市長って、教育福祉連携っていう言葉よく言いませんか。ほんだら、福祉が一生懸命頑張って、福祉課・介護保険課・いきいきが一生懸命包括やっとして、教育委員会で地域のコミュニティ、これ潰しにかかるとるって客観的に議員から思われて致し方ないと思いませんっていう話。単刀直入に言いますよ。ちゃんと見直しませんかちゅう話なんです。あくまで計画なんで、軸なんで、2周目行ったらまた角度変えるんでって、これって遅延行為違います。この責任は、教育長、教育部長に取れるんですか。失われた時間。いかがで

すか。もう、部長、総務課長しんどいでしょう。教育長ちゃんと答えて議事録残してください。

○副委員長（垣内憲一君）教育長。

○教育長（今田 実君）そもそも、この適正規模・適正配置に取り組むスタートというのは、子どもの教育環境を良くしていきましょう。子どもにとって今つけていかなければならないという力をつけていけるような教育が展開できるように持っていきたいと。そこが一丁目一番地であります。そこへ持っていくための方法として、まず取ったのは、市民委員さんも含めた形で検討会を設置して、そこに対し教育委員会から諮問を出し、それに対する協議を約1年間かけて取り組んでいただきました。そこでいただいたご意見、答申を踏まえたうえで教育委員会としての、これから目指すべき方向性というのを定めさせてもらったところです。そこでいただいた意見の中でも、やっぱり子どもたちの今置かれている少子化の中での環境については、やっぱり懸念するところがあるというような意見もいただきました。それ以外のことも、コミュニティの話だとか、そんなところは、今まで取り組んできているけれども、壊さないようにしていく配慮っていうのが必要であると、そんなふうに言われております。ですから、今、先ほどから質問いただいていることについては、私たちとしても、しっかり受け止めて取り組んでいかなければならないことだと思っておるところです。

それで、初めに出させてもらった計画っていうのが、唐突だっていうような意見も、この署名にもありますが、いただきました。その中では、子どもたちの数が少なくなってくる以外にも、やっぱり安全性っていうのを担保っていうところもあったので、一番短期間で取り組めるところっていうので、3年後っていうのを出していたと思います。そこから順次、今回、見直しをかける前の案ですけれども、出させていただいて、それをもって説明に行かせていただいたところです。その中で、いただいた意見の中で、

やっぱり私たちとしても、自分たちの考えていたところの、ずれていうのもあったところを感じ、そこのところは修正しながら、今、もう一度、説明に回る前の段階として、今回、検討している状況をここに報告させていただいております。遅延行為という言葉ありましたが、私たちとしては、それはそういう捉え、私としては、そういう捉えをしておらず、しっかり向き合いながら子どもたちの環境をできるだけ早く、今おる子どもたちにもプラスになる。そしてこれから子どもたちにもプラスになるように取り組んでいきたいと、そんなふうに思っておるところです。

○副委員長（垣内憲一君）堀内委員長。

○委員長（堀内和久君）それは教育長の理念と自分の信念であって、本市の教育大綱とか、はぐくむ条例とか、市民協働参画からはかけ離れてるように、私だけでしょうか、聞こえんのは。揺るぎない決心を個人的に持つのは結構ですけど、行く前に、一丁目一番地の子どもの教育環境、これは教育長と私ども、多分共通認識してると思います。そのスタートの仕方がおかしいっていうのが、市民の代表である我々の意見に耳を傾けずに行って、ほんで1周してきて変更をかけるっていう、ここがまずおかしかったのではないかなって、教育委員会と校長会でも、我々意思疎通取れとると思いますよ。教育委員会議っていうのは失礼、校長先生方と地域の代表である校長先生方、地域の代表である、その当該区長さん方、だからこういう署名出てくると違うんですか。ほんだら、教育委員会とか司法の場において民主主義っちゅうのは成立したらあかんと思いますよ。絶対的ルールあるから。鉄のルールやと思いますよ。でも、教育長の言うとする意見を受け止めてっていう言葉に対して、市議会に対して壁を感じるんですね。それを思っとなのは私だけかもしれないんで、違ったら訂正してお詫びしますけど、私はそう感じます。だから、結局、両輪としてやっていこうって、子どもの環境を整えんのにどういうふうにすれば

一番いいか、いずれ来るこのほりっ放しになってた時間っていうのが、どっかにあろうかと思えますわ。もっと早に取り組んで準備にかかっとったらよかったっていうのも、教育委員会のせいでしょ。いずれ来る、十年に一回の見直しのときっていうのが、今こうやって焦っとるわけで、焦っとるようにしか見えない。だからこの辺を、こういう署名出てきて、緩やかな時間流して話し合いの結果、ウィンウィンになる落としどころ持っていないと、福祉に迷惑かかると私は思います。

僕は、もうあんまりしつこく言うのもあれなんで、もう一個だけ聞きたいのが、2周目、何らかの形でスタートライン切って、2周目の説明に行って、これが更に話が炎上したり、まとまることの集約できなかった場合、これはどういうふうな責任とか、それこそ遅延行為やったなって、過去を振り返ったときに、そういうふうにもしなってしまうたら、この方向性が間違ってたんやってなったときに、これどうするんですかっていうお話だけ聞いておきたい。もう僕はこれ以上聞きません。お願いいたします。

○副委員長（垣内憲一君）教育長。

○教育長（今田 実君）これから変更する案を確定して説明に行かせていただきます。その中で、やっぱりこう意見の違いっていうところは出てくる部分も多分あると思うんです。そこのところは、どんなところで違いがあるかっていうところについて、しっかり私たちも考えていきたいと思いますし、そのことによって、このことが止まることのないように、私としては持っていきたいと思うんですけれども、なかなかそれを振り切ってまでいけないというところはあると思います。けれども、私としては、しっかりそこのところには対峙しながら進めていきたい。そんなふうに今、私としては思っておるところです。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

高本委員。

○委員（高本勝次君）ちょっとお聞きしますね。今回のこの再編、統廃合の件について、子どもたちの意見っていうのは聞かれたのか、どんなふうに聞かれたのか、聞いておられないなら、聞いておられないことで、どういうふうにこれから考えておられるかお聞きしたいと思います。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）子どもたちの意見ということなんですけども、今のところは聞いている段階には、聞ける状況にはありません。

これからの話なんですけども、なかなか子どもたちにこういったことの意見と言いましょうか、責任というのを負わせるわけには、なかなかいかないかなと思いますので、今のところ予定はしていないというような状況でございます。

○委員長（堀内和久君）高本委員。

○委員（高本勝次君）難しいと思われるかわかりませんが、子どもの権利条約っていうのね、当然ご存じと思うんです。そこで私も改めて見てみたんですけども。一つは、「差別されない権利」、「子どもの最善が第一に考えられる権利」、もう一つ、三つ目に、「生存し健全に成長していく権利」、四つ目がなんですよ。「自分の意見を述べ尊重される権利」、これは意見を聞かれる権利っていうものを説明されてるんですよ。意見を聞かれる権利。それを、これまでのずっと経過見てたら、ずーっと進んでるんですけども、ここまで、もう変更の案まで出てきて、どんどんどんどん進んでるんやけど、先ほどね、おっしゃったように聞いてないわけでしょ。私その辺がね、先ほど何か言ってたように、何か聞いても難しいような、これも書いてます。読みますとね、子どもは、女性や人種、障がいなどと異なり、誰もが通ったことのある道です。だからこそ、自分も子どものことをわかったように感じますし、「自分のときはこうだった」と考え方や価値感を押し付けたり、その生活を指導・監視したりしがちです。大人がその気になれば、誘導や力によって、子どもに大

人が言いたいことを言わせること、やって欲しいことをやらせることもできてしまいます。ってことね。ということなんですよ。

だから、どんどんどんどん、大人って言葉を使ってみたらあれやけど。やっぱり自分たちこの議会じゃ、当局も含めて、どんどん進めていってるんだけども、子どもが置き去りにされてるっちゃうかね、聞いてあげる権利っていうのがあるんですよ、子どもの権利条約の中にね。その辺がちょっと抜けてんじゃないかと思うんですけど。それ本当に真剣に考えていかないと、これまでの経過見てたら、もうどんどんどんどん進んでいくんやけど、子どもの声が全然入ってきてないと思うんで、その辺がいかかなでしょうかね。この権利条約の立場から言うたらね、どう考えておられるのかお聞きしたいと思う。

○委員長（堀内和久君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

子どもの意見、子どもがどう考えてるかっていうことを周りの大人がどう汲み取るかっていうところを大事にせなあかんと思うんです。確かに、こういった学校が良い、友達を大事にしたいとかっていう子どもの思いはありますけども、この小学生の年齢で学校の再編とか統合についてどう思いますかっていうのは、それはもう難しすぎます。それは、やはり保護者さんの意見交換しますので、ご自宅で子どもがどう思ってるかっていうことを大人が汲み取っていただいて、それを学校の先生も含めてなんですけど、やはり、どう汲み取って、学習環境や教育関係をより良くしていこうって思ったときに、次、どう動くんかっていうところを、大人が考えるべきやと思います。直接は聞けてないんですけど、保護者さんの意見は真摯に受け止めて、聞かせてもらってますので、そういった部分は大事にしたいと思っています。

以上です。

○委員長（堀内和久君）教育長。

○教育長（今田 実君）今、高本委員言われたことっていうのは、本当に子どもの権利条約の中での柱の一つであり、すごく大事にしなければならないことだという認識は、私自身も持っております。

子どもたちが、橋本中央中学校を再編する際にも不安だった部分っていうのは、子どもの声からも、私たちあったっていうのも認識しております。そして、その再編されたのちの子どもの声っていうのも、それは聞いておるところです。その間で何があったかという、子どもたちが、やっぱり不安を抱えてた部分もあるんだけれども、再編してクラスが多くなり、仲間が増えたことによって、今までにできてないことができるようになった。そんなふうに答えてる子どもがいます。そんなふうに持っていくためには、何をしなければならないかということなんですけれども、不安を持ってるっていうことを、しっかり私たちが聞くということなんです。それを取り除いていく取り組みを大人がどう考えていって、そここの部分で意見をしっかり聞くっていうことをしていく必要があると思います。ほんで、子どもたちが前向いていけるように、私たちが、そこをサポートしていく、それが大事なことなんでしょう。またそれは、子どもたちの意見を聞くことになると、そんなふうに考えておるところです。

○委員長（堀内和久君）辻本委員。

○委員（辻本 勉君）すみません。将来の子どものことを考えて、やはり早くからこういう教育の基本方針とか、適正規模・適正配置っていうのは、基本方針案ちゅうのはやっぱり出すべきやと僕は思ってるんで、こういう方針が出てきたちゅうことは真摯に受け止めたいなと思います。これは、子どものことを考えたら、こうあるべきやと僕は思うんで、それですけども、方針案で出てきて見直しをしてくれとるっていうことは、我々も一回目聞いたときにいろんなね、拙速すぎるとかいような意見もあった、地域説明会もあって、いろんな意見が

出てきて、これを見直しを今した部分を、現時点で見直しをした部分が出てきてるんで、これを受けて、今日もいろんな意見を出していただいたら、多分反映できるん違うかな、してくれるんじゃないかなと期待もしとおるんですけども、ちょっと何校かは変わってるけども全く変わってないところもあるんで、その辺で言ったら、拙速すぎるとい意見が議会から出てきとんやったら、同じように合わしたってもうたええかなって気もするんやけども。そやから、まだもう一回これね、今日も意見を聞いていただいて、教育委員会でもた会議を、最終的には教育委員会で見直し案を決定ちゅうんか、承認されて、また地域で説明おそらく入るんで、そこでもいろんな意見が出てくるんで、我々はまた、ある程度地域の声も聞きながら基本方針、最終的に来年の12月ぐらいには出てくるやろう基本方針がその前に、出す前に出てくるんで、その時点でもいろんなことを言えるんでね。だからそれは、別に心配する必要はないんかなと思ってます。

まずは自分、子どものことをまず最優先に我々も考えていったらいいかんというのが大前提やと思うんです。地域コミュニティってね、いろいろ大人のエゴで言うてるけども、地域コミュニティも今までなかった小学校あります。兵庫もなくなったし、岸上もなくなってるけども、これは地域コミュニティは、その地域の大人の責任において地域コミュニティを作っていかなあかんし、ほんで、昔みたいに小さい地域のコミュニティじゃなしに、今は基本的に僕は中学校区で地域コミュニティを作っていくべきやと思ってるんで、健全育成会もそんな形で地域コミュニティを作っていこうしてるんでね。それはやっぱり大人の責任で、この適正規模・適正配置というのとは別な考え方をしていかんと、これ一緒に考えていったらなかなか進めへんと思うんです。そのことが子どもにええかどうかっていうことは、やっぱりまずは判断してやらんとあかんと思うんで、地域コミュニティ

ばかり言いだすと、ちょっと駄目かなと思うんで、我々としては、基本方針じゃないし基本計画をどない、阻止じゃないんやけど、どんなええものを出してもらうかに議論したらええんちゃうかなと思いますけどね。十分議論する時間があると思うんですよ。実際これ、だいぶ拙速したらあかんちゃうことずらしてきてくれとるんで、我々の意見も反映してずらしてきてるんで、その辺は、またゆっくり議論したらええと思うんですけどね。

ほんで、ここで気になるのは、変わってないところっちゃうのは、ちょっと気にはなるんやけど、紀見北とかね、恋野の部分については、恋野はもう以前から、こういう議論はしてたと思うんですが、だから、変わってないところは、やっぱりちょっとその辺も意見出していただいて、もう同じように、ちょっとずらしたほうがええん違うとか、そういう意見出していったらええんちゃうかなと思いますけどね。

○委員長（堀内和久君） 答弁いいですか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君） 子どもの教育のためという教育長が言われたんで、我々もそこを重点にやっぱり考えてるんです。

先ほどね、橋本中央中学校のことを言われました。こういう意見もありますって話なんですけど。じゃあ、橋本中央中学校再編した結果、この前の一般質問じゃないんですけど、学力は上がったんですか。もしくは、不登校が減ったんですか。いじめは減ったんですか。そこのエビデンスをちゃんと出してくれて、統廃合すると、こんなけ学力も上がるんです。クラス替えもできるから不登校の数も減りました。もしくは、先生が加配があって、いじめに対するチェックが厳しくなって件数はもしかしたら、よく認知できて増えるかもしれないけども、そういう数がちゃんと実数として出てきましたっていう話があって初めて我々が納得できるんですよ。それをね、いつも学力調査は非公表なんでっていう感じでね、全然出してくれないじゃないですか。これで

全然ね、やっぱり納得できないんですよ。論理的記述的に相手を説得するように教育したいんでしょ。教育委員会は、これからグローバルな人材を育てていくために、ここにいるたった9人の人間を説得しきれてないんですよ。そこなんですよ。だから、しっかりそこを説得できるだけの、なるほどなと思わせるだけの論理的記述的に説明して欲しいんですよ。

言うならば、教育の質は学校の教育については劣ってると思わないって答弁されましたよね。課題は何かっていうと、学校教育成果の評価の課題で、家庭学習の充実がなされてないから問題だっていうふうに指摘されてるんですよ。これ統廃合したら通学時間延びません。朝晩プラス30分ぐらい、往復1時間ぐらい。今まで、もしかしたら家庭学習できた時間を、子どもたちの家庭学習できた時間を、これ奪うことになるんじゃないかなって思うわけですよ。課題は学校の教育の質じゃなくて、家庭学習にある。その家庭学習の時間を奪っていることにつながる部分のフォロー、これをどういうふうにされようとお考えでしょうか。

○委員長（堀内和久君） 教育長、答弁できますか。

教育長。

○教育長（今田 実君） エビデンスにかかわっては、岡本喜好委員から、以前からも一般質問等でも触れていただいております。それに対して、私の考え方もお示しはさせてもらっていると思います。

いろんな前提条件はあるんですけども、こういった形で、例えば2クラスになればとか、1クラスの人数をこれぐらいの人数にすればとかっていうことで効果が上がってるっていう、そういった事例はあります。けれども、それがすべてに該当するかって言うたら、なかなかそういった研究成果っていうのが出ていなくて、その要因は何かと言うと、例えば、テストの点数を上げることに限って、働くだろろうと言われる因子がたくさんあるから、いろんなことがかかわっているんで、これがということで決

定づけるようなものは、なかなか示されていないってことは、これは今までも説明させてもらったところなんです。けれども、一般的に言いまして、クラスが増えることによって、どういったメリットっていうのが出てくるかっていうことについても併せてお話しさせてもらったところだと思うんです。そういった条件を制約されるような環境に置かずに、その制約を少しでも緩やかにしていこうってというのが、この再編の取り組みでもあるかなと、そんなふうに思っています。そのことをトータルとして表したものが、例えば文科省から出してる再編に関する手引があります。その中にも、やっぱりこういったところ、今、私、話させてもらったようなことに注意をしながら、しっかり取り組んでいきましょうってことが具体的な例として挙げられています。これが一定の自分としたら、エビデンスということになるかなと、そんなふうに思っております。

ほんで今、最後に指摘いただいた通学時間云々、家庭学習云々っていうのは、それは、もう物理的なものとして、それはあがってくることはあると思うんです。そこをどう取り組んでいくかっていうことについては、各学校でどんなふうに、その学校ごとによっても課題が違ってくると思うので、もしそういうような課題が出てくるとするならば、学校としてどんな取り組みができるかっていうことについて、そこを補完できるように取り組みを、私たちも一緒に考えていく中で、子どもたちにとってプラスになるような計画にしていけることができたかなと、そんなふうに思っております。そのところは、しっかり学校と研究っていうことで取り組んでいかなければならないと、そんなふうに考えています。

○委員長（堀内和久君）よろしいですか。

垣内副委員長。

○副委員長（垣内憲一君）先ほど、子どもの意見ね、聞いてないって言っちゃったけども、境原小学校のときは、意見交換会のときは、小学生も子どもなりに一生懸命、思

いっていうのを伝えとったと思うんで、そこはちょっとやっぱり思ってたて欲しいです。ちゃんと意見言うてくれとるね。賛成の子の立場として意見言うてくれとったことは、そこはちゃんと受け取ったて欲しいっていうのがあります。

ほんでもう、何でもね、私のキャッチフレーズの中に「元気」と「笑顔」と「チャレンジ」って言わせてもうとんですけども、やっぱりチャレンジっていうことは、変化するっていうことなんで、やっぱりいろんな反発があって、これもう絶対当たり前の話やと僕は思ってます。ただ、やっぱり、そのタイミングとか、やっぱり子どものこと考えたるんやったら、親御さんからとか、子どもからこんな意見が出るとからどうしようかって、そんなやっぱり意見が出てきてこそ、これ橋本市の教育委員会として進めていくべきじゃないかなって。僕はずっとこの話が始まったときから、ずっとそない思とんやけど。やっぱり子どもの環境って大切やっていうね、さっきも言うてもうてたけど、やっぱり子どもの環境って大切だと思うんやけども、それが一人であろうが、十人であろうが、百人であろうが、一人がええっていう例えばですよ、恋野地区でそういうふうな学級があるっていうのを聞かせてもうとんやけども、その中で親御さんらが、やっぱりこないして欲しいなとか、こういうふうにしてもらえたらっていうのを、そういう意見が出てきたら、僕はそれで、やっぱり教育委員会としても考えていかなあかんのじゃないかと思うけど、無理やりやっぱりこういう方向性で、これが正しいと思うんで、今はこういうふうにやっていったほうがええっていうのは、やっぱりちょっとね、無理があるんじゃないかって。この今までの流れとしてですよ。スタートがもうやっぱり悪かったんじゃないかって、だからやっぱり、こうなった以上は、やっぱりほんまに真剣に地元の皆さんの意見の皆さんとか、こういうふうに決めてこうと思うんやけどっていうような話じゃなしに、ほんまにどないしたらええと

思いますかっていう、どないしたらほんまに、これ子どもらのためにええんかなって、こういうふうにしていきたいと思うんですっていうんじゃないしに、どないしたらええんやろうっていうふうに進めていくべきじゃないんかなって思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長（堀内和久君）教育長。

○教育長（今田 実君）今、お話いただいた子どもの意見、私も直接話を聞かせていただく中で、これまで学校が地域、そして保護者、そして子どもたちにどんな教育をしてきてくれたかっていう一つの答えが、そこに出てきてたんかなって、そんなふうに思います。

子どもたちは地域を愛し、学校を愛し、自分たちが取り組んでいることに対して誇り持ってる。これって私たちが目指してきたことなんですよ。それが子どもの言葉から出てきたっていうのは、本当にある意味嬉しく思いました。それを私はしっかり受け止めて、次につなげていくために、子どものその言葉を、どう大人として、関わってくれてる方々とともに、それをどう受け止めてつないでいくか。そして更に、今よりも良い形に持っていくかっていうことは大事なことで、そんなふうに思います。

そして、先ほどから地域コミュニティの話もあったんですけども、地域コミュニティあったからこそ、そういった支援もいただきながら子どもが育ってきてる。これは、橋本市で、先ほど辻本委員も言われたように、中学校区ごとでの取り組みがあったからこそ、それが今までこうやって地域の人たちの支援を受けながら、子どもたちの教育に生かしていくことができた。それも思います。これからも、そのところは私たちとしては、スタンス変わりません。地域は少し大きくなるかもわかりません。けれども、そこをどうやって地域コミュニティづくりをしていくか、それは地域のためでもあるし、子どもたちのためでもあるし、両方にとって良い形を作っていくっていうのが、私たちが目指している共に育む

共育のコミュニティなんですよ。だから、そこをしっかりと私はこれからも力を入れていきたいと思いますし、そういったところで、子どもたちに還元できたら、また地域に還元できたらと思っております。しっかりそのところは、私は聞いたつもりでいますので、これからの説明のところでは、しっかりどうしたら、それが大人の問題として受け止めて、次につなげていくことができるかっていうことは、一緒に考えていきたいと、そんなふうに思います。

○委員長（堀内和久君）垣内副委員長。

○副委員長（垣内憲一君）ありがとうございます。ほんまにね、皆さんとやっぱり、そら立場立場っていうのは、もうね、あると思うんです。けども、やっぱりその立場立場をお互い理解し合いながら進めていくっていうのが、やっぱり一番大切なことやと思うんです。

ちょっとすみません。ちょっと今、気持ち何か知らんけど、子どもらが一生懸命発言してくれとることが、ちょっと脳裏にバーッと思い出して、ちょっとほんまに、何か子どもらの意見がなかったっていうのが、ものすごく自分の中で寂しくっていうかショックやったんでね、ちょっとすみません。ちょっと感情的になってしまいましたけど、申し訳なかったです。教育長が、今おっしゃってくれたみたいに、とにかく、やっぱり学校、生徒、子どもたちのために良いものを、これからの橋本市として良いものをやっていっていただくのが一番ええと思いますけども、やっぱりそれも含めて地域の皆さんと生徒さんの意見も聞きながら、やっぱり慎重に進めていっていただきたいっていうのが私の思いですので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（堀内和久君）梅本委員。

○委員（梅本知江君）今の垣内議員の、本当にこれからこんなふうになっていくので、どうしていったらいいかって、まずまあね、いろいろ基本方針はあっても投げかけてっていうの、すごく私もいいなっていうふう

に感じてまして、やっぱり市民の方の声から、何か統合とか一生懸命もうね、子どものためと思って行政はやってくれてるんですけど、何か行政の都合みたいな取り方されてる方も実際多いんですね。でも本当はそうじゃなくって、子どものためを思って、こうしていろいろね、考えてしてくださってるんですけど。統合とかするにあたって、もちろんメリットとデメリットってあると思うんですけど、そこをもっと明確に、統合することでデメリットどういうのがある。そして、それはね、保護者の方たちの意見も、もちろん取り入れながらですけども、でもこんなメリットがあるのよっていうところで、そこに何か夢がないと思うんですよ。統合することで、どれだけ楽しい学校生活になったり、どういうことになるのかって、何かそういうのを、ワクワクするようなものを視覚で訴えたり、何かそういう部分も大事じゃないかなって、伝え方って言うんですかね。っていうのを、私はすごく感じています。

やっぱり子どもたちには、一番楽しい学校生活を送っていただきたいなっていうふうに感じるんですが、いかがでしょうか。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）ありがとうございます。確か、ちょっとこれまでの説明会などでは、なかなかワクワクする部分っていうのは伝えきれてないところは、もちろんあるかなと思いますので、今後の説明会などでも、もっと子どもたち、大人たち、保護者も含めてですけども、新しい学校がどんなことができるのか、どんなふうになるのかっていうのがお伝えできればと思っています。よろしくお願いします。

○委員長（堀内和久君）梅本委員。

○委員（梅本知江君）よろしくお願いします。

○委員長（堀内和久君）ほかにないですか。

○副委員長（垣内憲一君）堀内委員長。

○委員長（堀内和久君）すみません。所管事務なんで、これ質疑終わったら継続する否かっていうのは、皆さんに問うんですけ

ども、材料をですね、例えば、次の3月議会、6月議会ってなっていくうえで、適正規模・適正配置とともに納得するまで議論するのは、これはもう仕事やと思ってます。例えば、今、コミュニティは、ちょっと置いて、地域の中学校校区であったりとか、市議会の提案を理解してくれて説明会に臨んで欲しいとか、そういうふうな議論は、納得いってない部分と納得せざるを得ない部分っていうのは理解できるんですけど。校長会ともいろいろ議論を交わさせていただいたり、私ら市議会議員なんで、地域有権者、子育て世代の意見っていうのはそれなりに、18人議員おるんで、耳に入るんで、民意なんで、要望とかそういうのがあれば、うちの代表である議長宛にお願いごととか話っちゃうのは、森下議長のところに来ます。そして、森下議長から我々に情報共有できます。一人取り残されとんのが、私個人的に思うんですけど、学校の現場の先生ですね。学校現場の先生が、学校教育課長とかやったら結構、指導主事って言うんですか。その意見っていうのが我々に耳に入っていない。

所管事務調査もし続けるうえで、あとで聞くん、ちょっと順番違うんですけど、現場の先生が、このハードスケジュール、説明会ボンボンと走られることに対して、校長先生とは議員が対話できる。個々に訪ねて話し合いもできる。現場先生がどうあるのか、この間の岡本喜好議員の一般質問でも年齢層もありました。これはもう少子化とか、採用とか、バブル崩壊の関係で、若い校長になってよかった悪かった別、ええ先生ばかり、50代・40代が少なく、30代・20代がボンと増えとる。これはもう少子化と反比例しとんのは、採用が一定ではなかったからって、この答え出とんですけど、今の30代の、特に30代、現場の若い先生たちがどのようにこれを考えとるんかっていうのを、所管事務の調査の一つの私らの判断材料っていうことにはできないのか否か、その辺について教育長なり学校教育課長の見解をお伺いいたします。

○副委員長（垣内憲一君）教育長。

○教育長（今田 実君）校長会という、主に対象となっている校長先生方とは特にそうなんですけれども、意見交換っていうのはしてきております。校長会でも、こういう形で、今、状況ですよっていう説明をさせてもらったり、意見をいただいたりっていう場を設けております。

そして、先生方っていう話がありましたが、やっぱり先生方抜きに私たちがやろうとしていることについては、やっぱり実践してもらうのは学校ですから、それに向けてベクトルを揃えていかなあかんっていうのは、もう絶対大事なことやと思っておりますので、そのあたりどうやって意見を聞いていくかっていうことは、ちょっとまだ、今すぐにお答えちょっとできないんですけれども、やっぱりそこはしっかり一緒の方向を向いてやっていけるように、意見交換っていうのは大事やと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副委員長（垣内憲一君）堀内委員長。

○委員長（堀内和久君）いや、すみません。私聞いてんのはそういうことじゃなくて、ただのトップダウンに聞こえてしまうんで、信憑性と現場の意見が私らの所管事務調査の判断材料に欲しいと。橋本市は何かとアンケート好きでしょ。ちょっとタブレットでちょっとどないかして、匿名希望で結構です。統廃合の当該学校の先生じゃなくても結構です。橋本市内全体考えて、これだけのやっぱり大きな物事を動かしていこうと思ったら現場の先生、特に若い先生の意見、離職率にも関わる。僕はこの判断材料っていうのを所管事務調査にいただきたいんですが、いかがですか。聞いていただけますか。イエス・ノーでお答えください。

○副委員長（垣内憲一君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）何らかの形で現場の先生方のご意見を汲み取る処置を考えたいと思います。

以上です。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

板橋委員。

○委員（板橋真弓君）すみません。境原にまた特化してばかりなんですけれども、ちょっと特殊だと思まして、まだ継続審査中っていうことで、結論というか、その筋の方針は出てないのですが、ここに示されてる期間が令和14年ということで、一番長い形になってはきてると思うんですね。当初、災害対策で、もうほんまに緊急性があるからっていうことで、そういう形だったんですけれども、今回、災害対策をしていただくっていうことで、その工事期間も含めて、このような形にはなったと思うんですけれども。バスの問題とか、細かいところは全然示されてはいないんですけれども、うちって言うか紀ノ光台の方たちのバスの問題とかいろいろありまして、その方針によっては、その人口で、意見交換会の際に示された、城山台もちょっと減ってきてとか、境原も紀ノ光台が、例えば、隅田に行ってしまったら、またその人口の、生徒児童の数が、また変わってくると思うんですね。そういったところも示して、次回の2月ですかね。第2回の意見交換会。この方針を発表するにあたって、そういったところを保護者さん含めて、子どもたちも多分来るかもわからないんですけど、そういった場でちょっと説明もしていただけるような形になるのでしょうか。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）紀見東中学校区、境原なんですけれども、今は継続審議中ということで、方針が決まりましたら各関係の方々に説明をしていきたいと思しますので、そういった人口的な動きですとかということも示しながら、ご説明をさせていただく形にはなるかと考えています。

○委員長（堀内和久君）板橋委員。

○委員（板橋真弓君）すみません。続けてなんですけれども、やっぱりまた第2回の意見交換会で、境原は、先ほどのように署名で一旦保護者さんとか地域の意見が出てるんですけれども、その返事と言うたらおかしいんですけど、その返事も兼ねて、しか

も、その中にまた意見を吸い上げて欲しいじゃないんですけど、聞いて欲しいとか、反映させて欲しい。そのままスルーされて決定ありきで進めていかれるのは一番懸念するところなので、そういうところを、その話をできる場ですね、結局、例えばの話なんですけど、それこそ境原太鼓も教育長は、それは考えていきますって言っても、現場は結局、城山台の校長先生とかそういうカリキュラム上の問題とかもいろいろあるので、やっぱり何か代表じゃないんですけど、それこそ意見が反映されるように子どもも含めて先生とか、地域、教育委員会も含めて、もう中学校単位で何か話をするような機会を持ったらどうかなっていうのは、ちょっと提案なんですけれども、やっぱりこんなけスタートが悪かったとか、いろいろ突然話が降ってきてっていうので、最初はもうすごいみんな動揺して、反対反対ってなって、このような形になってると思うんですけど、実際に意見を聞いて、お互いに子どもたちのために進んでいきたいっていうような方向性が一致してるのであれば、それでね、どういう形になるかはわからないですけど、やっぱりそういう代表で集まって、その中学校区で一旦話をして、意見は聞くっていうような場を設けるっていうのも一つの手ではないかなと思うんです。アンケートは取らないっていうような形にはなってると思うんですね。アンケート取ったら、ほんまにその集計自体も、もうすごい大変なことになるので、一旦そういう場を設けるっていうようなことはできないんでしょうか。

○委員長（堀内和久君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）これから説明会などを開いていく中でですね、開き方

なんですけども、例えば、中学校単位ですとか、小学校単位ですとか、そういったやり方のことも考える必要もあるかと思います。そういった中で、いろんなご意見いただけるようにやっていきたいなと思います。

○委員長（堀内和久君）いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ないようですので、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 52 分休憩）

（午前 11 時 53 分再開）

○委員長（堀内和久君）再開いたします。

本所管事務調査、今後どうするか皆さんのご意見を頂戴したいと思います。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君）いろいろ議論が出ていますので、まだ一定の収れんが見えないので、引き続き所管事務調査継続ということをお願いしたいと思います。

○委員長（堀内和久君）承知しました。

ただ今、岡本委員から本所管事務調査を継続することを求める旨の発言がありました。

お諮りいたします。

（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定状況等について は、調査を継続することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ご異議なしと認めます。よって本件の調査は継続することに決しました。